

コンサルタントの元社長、「国交省が圧力」と提訴

国会議員への公益通報後に 回された発注停止の「お触れ」

またのあつこ

国が業務を天下り公益法人に随意契約で発注し、それを公益法人が仕事のできる民間企業に丸投げしてピンハネする。「組織的な公益横領」と批判される「犯罪行為」を政治家を通じて告発したところ、経営していた企業が発注から除外され、社長の座を追われたとして、国を提訴した人がいる。

随意契約を悪用したピンハネはどの業界にも見られる典型的な癒着構造である。しかし、その構造を法違反に問うことは困難だ。

なぜなら、公益法人を天下り先として必要とする官僚と、その公益法人から業務を再委託される民間企業にとって、事実が明るみに出るとは死活問題だからだ。目の前の違法行為を「赤信号、皆で渡れば怖くない」論理で見逃しているのが不文律の掟である。

万が一、その掟破りがあるうものなら、公益法人ならお取りつぶし。民間企業なら仕事干される。それは火を見るよりも明らか。「恐れ」であるため、誰も好きこんで対外的に問題を指摘する人はいない。

ところが、ひよんなことからその「恐れ」が証明された事件が起きた。国から公益法人への違法

な随意契約の是正を願い、国会議員に提供した生データが、国会質問を機に本人には断りもなく大臣から国土交通省港湾局へと渡り、

国からの「お触れ」で会社が干され、告発した人物が、自ら創業した会社の役員辞任を余儀なくされたのだ。

ピンハネによる官製トリクルダウン

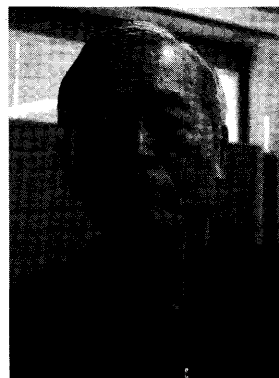
ことの始まりは高度経済成長期に続いた港湾整備がほぼ終わった1990年代の終盤に遡る。

国や自治体が編み出した次の公共事業は「ウォーターフロント開発」などの新たな事業だった。「環境や景観に配慮したり、アンケートをしたりといった調査や計画作成など、手探りで進めるような仕事が増えたんです」と当時を振り返るのは(株)地域開発研究所(RD

C)を創立した島崎武雄しまざき たけおさんだ。62年から6年間、運輸省(現、国土交通省)港湾局に勤務した経験もある官僚OBである。

設計基準に従って港湾を設計・建設すればよかった、かつての業務とは違い、技術やノウハウが必要な業務が増える(増やす)にあたって、後輩官僚たちが考えたのは、天下り先となる公益法人をたくさん作って、随意契約で受注させ、民間のコンサルタント業者に再委託させることだった。当初あった公益法人は日本港湾協会など10法人ぐらいだったが、「80年代には20法人ぐらいに増えた」と島崎さんは語る。

島崎さんが語った随意契約のやり口は、筆者が他の公共事業でも聞いたことがある話に酷似していた。公正な一般競争入札であれ不正な談合であれ、国の官僚にとっ



国を提訴した島崎武雄さん。

てはそれを算段する人間が惜しい。自治体では能力や人手が足りない。公益法人と随意契約し、その公益法人が民間業者に再委託すれば、官製談合の手間も責任も転嫁でき、公金を流して天下りポストを確保できる。40〜50代で出世競争に敗れた自分たち官僚もやがてお世話になる公益法人である。随意契約と再委託でラクに高給を保障する労働環境を現役時代に作るのだ。民間事業者も安定した受注が可能で、業者同士で談合すれば誰もが豊かになれる。いわば公共事業だけに通用する官製トリクルダウンである。

ただし、このトリクルダウンには落とし穴がある。任された公益

**国土省港湾空港関連・建設コンサルタント業務
239件52億円のうち受注額の半分以上を占めた
公益法人の一覧**
(2014年)

出典/国土省

分類	契約業者	契約金額(円) (消費税込み)	%	
独立行政法人	(独)港湾空港技術研究所	1億6406万8991	3.1	
	計	1億6406万8991	3.1	
公益法人	公益社団法人	(公社)神戸海難防止研究会	5956万2000	1.1
		(公社)瀬戸内海海上安全協会	1296万0000	0.2
		(公社)西部海難防止協会	3505万6800	0.7
		(公社)東京湾海難防止協会	1893万2400	0.4
		(公社)東京港湾協会	2億3695万2000	4.5
		計	3億6346万3200	6.9
		一般法人	一般財団法人	(一財)沿岸技術研究センター(CDIT)
(一財)沿岸技術研究センター・企業設計共同体	4億3414万9200			8.3
小計	9億3490万2000			17.8
(一財)みなと総合研究財団(WAVE)	3億5049万2400			6.7
(一財)みなと総合研究財団・企業設計共同体	1億2212万6400			2.3
小計	4億7261万8800			9.0
(一財)港湾空港総合技術センター(SCOPE)	3億2861万1600			6.3
(一財)国際臨海開発研究センター(OCDI)	2500万0920			0.5
(一財)東京都内湾漁業環境整備協会	8380万8000			1.6
(一財)日本気象協会 事業本部	2192万4000			0.4
小計	4億5934万4520		8.8	
計	18億6685万5320		35.6	
一般社団法人	(一社)ウォーターフロント協会		982万8000	0.2
	(一社)海洋調査協会		1987万2000	0.4
	(一社)港湾荷役機械システム協会		1987万2000	0.4
	(一社)水底質浄化技術協会		3823万2000	0.7
	(一社)日本マリーナ・ビーチ協会		1043万6000	2.0
	(一社)日本作業船協会		8964万0000	1.7
	小計		2億8188万0000	5.4
	計(公益法人)		25億1220万8520	47.9
	合計	26億7627万7511	51.0	

法人はやりたいたい放題で、再委託される業者から見れば、「当初は、契約書はない、仕様書もない、ピンハネも30〜50%とひどかった(島崎さん)のである。

打開策として関係業者が集まって作ったのが「港湾技術コンサルタント協会」だった。発注額も未定なままで高いピンハネ率で再委託される随意契約の改善を一社で求めれば干されるのがオチだ。業界で大きくまとまって要求しようというものだ。

島崎さんも役割を担い、「業者の意見を吸い上げて、年一回は各員公

益法人を回って、改善を陳情した」と言う。

しかし、やがて島崎さんは疑問を抱くようになった。コンサルタント業者への再委託問題もさることながら、そもそも港湾局が公益法人に対して行なう随意契約は、会計法で例外的に認めているものには該当しない。つまり、一般競争契約を原則とする会計法違反ではないか。本来なら実力のあるコンサルタント業者が自由競争で受注すべき仕事を公益法人が不正に受注しているのだと気づいたのだ。

「国発注の財団からの再受注は抹消せよ」

確信の裏付けに直面したのは2005年12月、談合や随意契約に社会の目が厳しくなっていた頃だ。業者たちに、ある

その疑問があつてなく確信に変わったのは法務省出身の顧問弁護士にそのことを尋ねた時だ。

同弁護士は「公益法人への随意契約は、『組織的な公金横領』だよ。法務省はわかっているが、法務省自身が公益法人を抱えているので、何も言わないのだよ」と述べたと言った。

RDCの会社概要には、(財)港湾空間高度化環境研究センターの受注だけでなく、各年度の受注合計額とともに、その下に、発注者名、事業名、元請け公益法人名を載せていた。

「もし公益法人からの受注業務を削除すると業務実績は半分になる。実績が少ないとなると受注ができない」と島崎さんは代表取締役に役として登録からの抹消に抵抗した理由を述べる。それでも削除すると無理難題を押しつける事務所と「文書でよこせ」と要求。送られてきたメールは次の通りだ。

〈国発注の財団からの再受注に関しては公表されては困ります、早々に様式変更もしくは掲載ごめをお願ひします。〉

「担当した副所長は真面目な人だったんです。普通、国の官僚はこんな証拠になるようなことは残さなかったでしょう」

これ以後、RDCは東京湾口航路事務所には立ち入り禁止となる。

「制裁しない」ことが前提のはずなのに

RDCの場合、要請をよこしたのは国土交通省関東地方整備局の東京湾口航路事務所だった。同所が発注した(財)港湾空間高度化環境研究センターが再委託し、RDCが下請けし

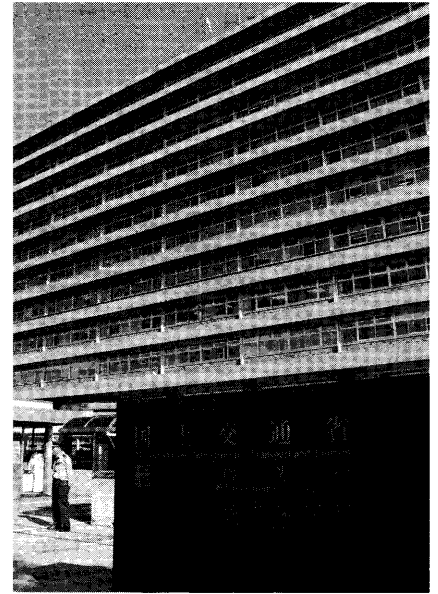
「私は随意契約や談合には一定程度の合理性はあると思っています。官製談合にも競争があるんです。ただ、公益法人は税制優遇もあり、

最初からまったく競争にはならない。公益法人への随意契約は、なんといいか、典型的な「役人のための役人による事業」でした。対策は講じるべきだろうと思つた」

そこで島崎さんは、司法ではなく政治的な解決先を模索した。人づてに民主党（現、民進党）議員を紹介され、辿り着いた一人が前原誠司議員だった。事態が大きく展開したのは09年2月25日の衆議院予算委員会だった。衆議院の議事録によると、島崎さんが提供した実績データを、前原氏は、その会社に対していわゆる制裁措置がとられないという大前提においてそれはお渡しをします」と述べ、金子一義国土交通大臣（当時）に渡してしまつたのである。金子大臣も「制裁しないという前提で、ぜひ資料をお預かりさせていただきます」と言つて受け取つたが、制裁がないわけがない。その実績データこそは、東京湾口航路事務所が削除を求めた業務実績だった。

公益法人がお取りつぶしになリかねないデータを、企業側が名を明かして告発するわけがない。渡して良いと言つたのか。尋ねると島崎さんは「まさか」と当時を振り返つて首を横に振る。

その翌月のことだった。島崎さんは、3月9日に国交省本省の港湾局技術企画課に、3月13日には



国交省は、「ノーコメント」。(提供/共同)

最大の元請け公益法人である(財)港湾空間高度化環境研究センターの常務理事に呼び出された。もちろん面談は穏便なものだ。「制裁」の証拠を残すわけがない。

しかし、年度が開けて発注が盛んになる6月以降、RDCの営業担当は行く先々で、掟破りについて問い詰められ、全国の地方支部局に発注停止の「お触れ」が出ていたことに気づくのである。

本末転倒にも国会議員に違法行為を告発したこと、「再発防止策を講じてほしい」と告げられた。「それができなければ業務は発注できない」と言われ、慌てたのは20人ほどの社員の生活がかつたRDCの役員たちである。島崎氏に辞任を求め、社員たちの生活を思えばこそ、会社を潰すわけにはいかならぬと思つた島崎氏は、やむなく代表取締役社長を辞任し、会長となつた。その後、別の事件で

さらなる言われのない圧力を受け、島崎氏は会長の座も退かされることとなつた。

本来なら、国が会計法違反をした自らを罰すべきところ、それを告発した民間人に制裁を加えたのだ。

その後も是正はみられない。14年現在も受注の半分は公益法人だ(45ページ表参照)。

時を経てこの事態を知つたのは、島崎氏のまじめな仕事ぶりを大学院生時代から見知つていた熊本一規明治学院大学教授である。「国交省の利益を損ねる行為をOBがやつたので弾圧にかつたというところではないか。国交省だからやりそうな行為だけこんなことがまかり通るような世の中が続いては」と島崎さんに裁判の場で決着をつけることを進言。昨年10月に海渡雄一弁護士・小川隆太郎弁護士の手を経て、国を相手どり、約9400万円の損害賠償を求めると訴訟に踏み切つた。

今年2月12日、第2回口頭弁論期日の答弁書で、国は「(国交省)職員が全国の公益法人に対してRDCへの発注を停止するように指示をしたとする趣旨であれば認否する」と「お触れ」を否定した。

筆者は、国交省港湾局総務課に對し、「全国の公益法人」はともかく「(財)港湾空間高度化環境研究センター」からの圧力も否定するかを尋ねたところ、「港湾局としてノーコメント」だという。回答したのが総務課の「契約指導」係であつたことから、この裁判が入札を巡るトラブルであることは重々認識していることがわかる。

4月15日の第3回口頭弁論では、裁判長がこの事件を「村八分」という言葉で言い表した。

この事件は、労働者が通報した場合、解雇などの不利益な取扱いが行なわれないよう公益通報者を保護する「公益通報者保護法」の範疇にはない想定外の事態である。行政の不正を発見した経営者が、国会議員を通じてこの問題の最高責任者である国土交通大臣に是正を求めたところ、回り回つて発注停止の「お触れ」が傘下の支分局や公益法人に回り、正義を求めた経営者が報復を受けて会社を追われたのである。国会ではたせなかつた是正が、はたして「損害賠償請求事件」を通じて司法でなされるのか。是正されなければ、私たちの税金は、官僚たちの豊かな生活に浪費され続けることになる。

人物写真撮影/まさのあつこ
まさの あつこ、ジャーナリスト。